

令和元年 11 月 29 日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会 御中

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

「写りに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ」に関する意見

『写りに係る権利制限規定の拡充に関する中間まとめ』(以下『中間まとめ』という)では、写りに係る権利制限規定(著作権法第30条の2)を拡充する理由として、「規定の適用場面を明確にする等の観点から要件が厳格に設定されている結果、日常生活において広く一般的に行われている行為等についても、妥当な結論を導くことができない場合があるとの指摘がなされている」こととか、「昨年度の法制・基本問題小委員会における審議においては、本規定の要件を緩和することで、社会的に意義のある新規サービスが可能となると思われる事例も新たに明らかとなった」ことなどを挙げている。

しかしながら、前者については、想定される事例に基づく指摘をしているだけであり、日常生活における具体的な支障が生じているものではなく、他の権利制限規定との関係も検討されておらず、現時点において、権利制限の範囲を拡大すべきとする具体的な立法事実が示されたとは言い難い。また、後者についても、著作権法第47条の5第1項第3号の規定に基づくニーズ募集に寄せられた事例を議事非公開で審議した結果として「現行著作権法の規定(法第30条の2、法第30条の4等)の適用可能性やその改正等の立法的対応等に関する御意見もあった」(『文化審議会著作権分科会報告書』167頁(2019年2月))ことを理由とするにすぎず、社会的に意義のあるサービスの内容も不明確であり、他の権利制限規定との関係も検討されておらず、前者の場合と同様、写りに係る権利制限規定の範囲を拡大すべき立法事実が示されたものとは到底言えない。

さらに、写りに係る権利制限規定は、平成24年著作権法改正により、「権利制限の一般規定」の一つとして創設されたものであり、同規定に該当するか否かは、最終的には個別具体的な事例に応じ、司法の場で判断されるものであるものの、これまでに問題となった事例はなく、正面から判断された裁判例もないのであって、同規定

の改正を必要とするような具体的な事例は全く示されていない。

今回の『中間まとめ』は、具体的な立法事実や裁判例も示されないままに、写り込みに係る権利制限規定を拡充する方向で、現行法が定める各要件を緩和する方向で取りまとめられており、極めて独善的な内容と言える。このような形で法改正が実現された場合には、いたずらに写り込みに係る権利制限規定を抛りどころとした権利侵害を誘発することも懸念される。したがって、同規定の範囲を拡大することによって得られる便益と、拡充によってもたらされる弊害とを十分に考慮したうえ、社会的、経済的に権利制限規定の改正が必要とされているのか、現実的な観点からも同規定の改正について慎重な議論が求められる。

以 上